

令和4年3月定例教育委員会資料

令和4年3月22日(火曜日)

奄美市教育委員会

令和4年3月定例教育委員会

1 日 時 令和4年3月22日（火曜日） 午前9時00分～

2 場 所 本庁舎6階中会議室

3 開 会 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 「2月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員，教育長等の業務報告について

(3) 議案第31号 奄美市教育委員会規則等で定める様式における押印の特例に関する
規則の制定について

議案第32号 奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第33号 奄美市補助金等の暫定措置に関する要綱の一部を改正する要綱の制定
について

5 その他

議案第 31 号

奄美市教育委員会規則等で定める様式における押印の特例に関する規則
の制定について

奄美市教育委員会規則等で定める様式における押印の特例に関する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年奄美市教育委員会規則第1号)第10条の規定により議決を求める。

令和4年3月22日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市教育委員会規則等で定める様式における押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奄美市教育委員会規則、奄美市教育委員会告示及び奄美市教育委員会訓令(以下「規則等」という。)で定める様式における押印について、その特例を定めるものとする。

(押印に関する特例)

第2条 規則等で定める様式のうち、市長、教育長又は教育委員会が所管する施設の長(以下「市長等」という。)をあて先とする文書の様式(以下「申請書等」という。)については、これらの様式にかかわらず、当該文書への押印を省略することができるものとする。

(適用除外)

第3条 この規則の規定は、次に掲げる申請書等については、適用しない。

- (1) 法令その他国，他の地方公共団体等の定めるところにより押印が義務付けられている申請書等
- (2) 入札書，見積書，契約書その他契約事務に関する書類を市長等に提出する場合
- (3) 金銭の請求又は受領に係る書類を市長等に提出する場合
- (4) 印影の照合が必要となる場合
- (5) その他教育委員会が特に定めた場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 規則等で定める様式のうち，この特例が適用される様式については，様式が改正されるまでの間，氏名等記入欄後にある「印」を削り使用することができるものとする。

議案第32号

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年奄美市教育委員会規則第1号)第10条の規定により議決を求める。

令和4年3月22日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

奄美市教職員住宅管理規則(平成18年奄美市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「10,000」を「14,000」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 33 号

奄美市補助金等の暫定措置に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

奄美市補助金等の暫定措置に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号)第 10 条の規定により議決を求める。

令和 4 年 3 月 22 日

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市補助金等の暫定措置に関する要綱の一部を改正する要綱

奄美市補助金等の暫定措置に関する要綱(平成 18 年奄美市告示第 102 号)の一部を次のように改正する。

本則中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。